

おくやみ手続き

ハンドブック

このたびの大切な方のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

ご遺族の方におかれましては、相続のほかさまざまなお手続きが生じてくるものと存じます。

郡山市では、市役所に申請・届出いただく手続きについて、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成しました。

今後のお手続きにお役に立てていただければ幸いです。

— もくじ —

1. 大切な方が亡くなられた後の流れ（主に官公庁関係）	3
2. 市役所での主な手続き	3
（1）住民登録	3～4
（2）国民健康保険	4
（3）後期高齢者医療制度	5
（4）年金	5
（5）障がい福祉	6～7
（6）介護保険	7
（7）こども	8
（8）税金	9
（9）市営住宅	10
（10）水道	10
（11）その他	10
3. 庁舎案内図（1階・2階）	11
4. 市役所以外での主な手続き	11

ハンドブックの使い方

このハンドブックでは、死亡届提出後に必要となるお手続きを記載しております。
お手続きに必要な書類やお手続きが可能な窓口などについて、ご確認ください。

- (1) 必要なお手続きはなにか、お手続き漏れはないか、確認いただけます。
- (2) お手続きに必要なものをお持ちのうえ、各受付窓口（3ページ以降の「受付窓口」をご覧ください。）へお越しください。

市民課「おくやみ窓口」のご案内（予約制）

お亡くなりになられた方について、市役所内の手続きをご案内する「おくやみ窓口」を開設しております。ご利用には、事前の予約が必要です。

《ご注意》

- ・必要な手続きについて、担当する窓口をご案内します。
- ・おくやみ窓口を利用せず、担当窓口で直接手続きいただくことも可能です。
- ・手続きの内容により、完了までにお日にちをいただくことがあります。

●おくやみ窓口でできること

おくやみ窓口でできる手続き

- ・住民票の世帯主変更
- ・国民健康保険に関する手続き
- ・後期高齢者医療に関する手続き
- ・市民課で発行可能な証明書の請求

※上記以外のお手続きについては、担当課をご案内します。

●予約方法

利用希望日の4開庁日前までに郡山市ホームページの「おくやみ窓口オンライン予約」
またはお電話（☎024-924-2131）にてご予約ください。

※ご予約の際に、亡くなられた方の氏名、生年月日、
住所、死亡日等をお伺いします。

▷「おくやみ窓口オンライン予約」はこちら→



●利用できる方

亡くなられた時点で郡山市に住民登録されていた方のご遺族

●予約枠（各回1組、約30～60分）

火曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

- ①午前9時00分から
- ②午前10時00分から
- ③午後2時00分から

●場 所

市民課「おくやみ窓口」（市役所西庁舎1階）

●当日の主な持ち物 ※代表的な持ち物を記載しています

亡くなられた方のもの（お手元にあるものをお持ちください）

- ☐ 印鑑登録証
- ☐ 国民健康保険資格確認書・後期高齢者医療資格確認書
- ☐ 死亡診断書の写し
- ☐ 年金手帳・年金証書
- ☐ 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証
- ☐ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
- ☐ 市役所から交付された各種受給者証
- ☐ そのほか受給していた高齢・障害サービス関係の利用券 など

ご遺族のもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類
 - ① 官公庁が発行した顔写真付きの証明書を1点
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など
 - ② ①がない場合は次のうち2点
健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金証書、年金手帳 など
- ☐ 喪主（葬祭執行者）を確認できるもの（会葬礼状など）
- ☐ 預金通帳またはキャッシュカード（相続代表・喪主）
- ☐ 認め印（届出人、相続代表、喪主）※署名があれば原則不要です
- ☐ 振替口座を変更する場合：預金通帳と通帳印
- ☐ 代理の方が手続きを行う場合：委任状

「おくやみ手続き判定ナビ」のご案内

スマートフォンやパソコンから、亡くなられた方についての質問にお答えいただくことで必要な手続きの窓口や持ち物を確認することができます。
ぜひご活用ください。

▷「おくやみ手続き判定ナビ」はこちら→



行政センターのご案内

●お近くの行政センター等でもお手続きができます。

お近くに行政センターがある方は、まとめてのお手続きが可能です。

まとめてのお手続きには時間がかかる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※一部受付できないお手続きがありますので3ページ以降の「受付窓口」をご確認ください。

また、行政センターとサービスセンターとでは受付できるお手続きが異なりますのでご注意ください。

【各行政センター等の電話番号】

行政センター					
富田行政センター 024-951-7200		片平行政センター 024-951-5080		熱海行政センター 024-984-3101	
大槻行政センター 024-951-1510		喜久田行政センター 024-959-2003		西田行政センター 024-972-2111	
安積行政センター 024-945-0331		日和田行政センター 024-958-2111		中田行政センター 024-973-2111	
三穂田行政センター 024-954-2111		富久山行政センター 024-932-6080		田村行政センター 024-955-3101	
逢瀬行政センター 024-957-3000		湖南行政センター 024-983-2111		高瀬連絡所 024-955-3115	
河内連絡所 024-957-3305		月形連絡所 024-982-2112		二瀬連絡所 024-975-2131	
サービスセンター					
郡山市民サービスセンター 024-922-5544 ※火曜日～日曜日 午前 10 時～午後 7 時（月曜日は休み）			緑ヶ丘市民サービスセンター 024-941-3711		

Ⅰ. 大切な方が亡くなられた後の流れ（主に官公庁関係）



【参考】生命保険の死亡保険金の請求は3年以内 [各保険会社]



▷戸籍謄本等のオンライン請求についてはこちら→

2. 市役所での主な手続き

(1) 住民登録

2人以下世帯の世帯主だった方		担当課	市民課（住民記録係） ☎ 024-924-2131
手続済 ☐	● 世帯にお残りになられた方が自動的に世帯主となりますので、お手続きは必要ありません。		

3人以上世帯の世帯主だった方	担当課	市民課（住民記録係） ☎ 024-924-2131
----------------	-----	------------------------------

手続済 ☒	● 世帯主の変更 世帯員の中から、新たに世帯主を決めていただく必要があります。亡くなられた日から14日以内にお手続きを行ってください。 お手続きに必要なもの ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証など） ※届出人が別世帯の場合は、委任状が必要です。 受付窓口 ・市民課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・緑ヶ丘市民サービスセンター ・郡山市民サービスセンター※ ※受付は月曜日を除く平日 10:00～16:30 のみ お手続き可能な方 ・死亡時に同一世帯だった方
--	---

印鑑登録証を持っていた方		担当課	市民課（窓口係） ☎ 024-924-2131
● 返却 死亡届が受理された時点で失効していますので、 窓口に返却してください。	☐ 印鑑登録証	受付窓口 ・ 市民課（西庁舎1階） ・ 各行政センター、各連絡所 ・ 各市民サービスセンター お手続き可能な方 ・ どなたでも可	
	お手続きに必要なもの		
マイナンバーカードを持っていた方		担当課	マイナンバー活用課 ☎ 0570-666-252
● 返却または破棄 死亡届が受理された時点で失効しています。諸手 続きが済んだ後に窓口に返却するか破棄してください。	☐ マイナンバーカード	受付窓口 ・ マイナンバーカードセンター（西庁舎1階） ・ マイナステーション（ビックアイ6階） ・ 各行政センター、各連絡所 ・ 緑ヶ丘市民サービスセンター お手続き可能な方 ・ どなたでも可	
	お手続きに必要なもの		

（２）国民健康保険

国民健康保険の被保険者だった方		担当課	国民健康保険課 （国保税係・給付係） ☎ 024-924-2141
● 国民健康保険資格確認書等の返却 国民健康保険資格確認書等をお返しください。	☐ 資格確認書等 ☐ 届出人の本人確認書類 ☐ 限度額適用認定証（該当する方） ※世帯主の方が亡くなられた時は、同じ世帯だった加入者の世 帯主変更手続きが必要です。 ☐ 特定疾病療養受療証（該当する方） ※世帯主の方が亡くなられた時は、同じ世帯だった加入者の再 交付申請が必要です。 ※高額療養費等の支給申請中に世帯主の方が亡くなられた時 は、別途書類の提出が必要になる場合があります。	受付窓口 ・ 国民健康保険課（西庁舎1階） ・ 各行政センター、各連絡所 ・ 各市民サービスセンター （サービスセンターでは取り扱っていない 手続きがあります） お手続き可能な方 ・ どなたでも可	
	お手続きに必要なもの		
● 国民健康保険葬祭費の支給申請 ※葬儀・告別式等後に申請してください。 国民健康保険に加入していた方の葬儀を執り行った方の申請により、葬祭費（5万円）を支給し ます。（葬祭日の翌日から2年以内）	☐ 喪主（葬祭執行者）を確認できるもの（会葬礼状など） ☐ 死亡診断書の写し ☐ 喪主（葬祭執行者）の預金通帳等（振込口座が分かるもの） ☐ 喪主の本人確認書類 ☐ 代理人申請の場合、代理人の本人確認書類	受付窓口 ・ 国民健康保険課（西庁舎1階） ・ 各行政センター、各連絡所 ・ 各市民サービスセンター お手続き可能な方 ・ 喪主等	
	お手続きに必要なもの		

(3) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療の被保険者だった方		担当課	国民健康保険課（後期高齢者医療係） ☎ 024-924-2146
手続済 ☐	● 後期高齢者医療資格確認書等の返却 後期高齢者医療資格確認書等をお返しください。 受付窓口 ・国民健康保険課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・各市民サービスセンター お手続き可能な方 ・どなたでも可		
手続済 ☐	● 葬祭費の支給申請 ※葬儀・告別式等後に申請してください。 後期高齢者医療制度に加入していた方の葬儀を執り行った方の申請により葬祭費（5万円）を支給します。（葬祭日の翌日から2年以内） 受付窓口 ・国民健康保険課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・各市民サービスセンター お手続き可能な方 ・喪主等		
手続済 ☐	● 医療給付費の受領申立 亡くなられた方に対して支給される高額療養費などがある場合は、受領申立の手続きが必要です。 受付窓口 ・国民健康保険課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・各市民サービスセンター お手続き可能な方 ・相続人		

(4) 年金

国民年金、厚生（共済）年金を受給していた方		担当課	国民健康保険課（国民年金係） ☎ 024-924-2141
手続済 ☐	● 年金を受給していた方が亡くなられた場合や受給せずに亡くなられた場合、条件により遺族が受け取れる年金等があります。受給していた年金の種類や保険料を納付した月数などにより、手続きに必要なものが異なります。 お手続き可能な方 ・ご遺族 ・代理人（委任状必要） 期 限 ・手続きの種類により異なります ※年金事務所での手続きは予約制となっています。 問い合わせ先 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434		

(5) 障がい福祉

各種障がいなどの手帳を持っていた方		担当課	【身体・知的障がい】 障がい福祉課 ☎ 024-924-2381	【精神障がい】 保健所 保健・感染症課 ☎ 024-924-2163
手続済 ☐	● 各種障がいなどの手帳の返却 手帳をお返しください。 お手続きに必要なもの ☐ 手帳 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) ☐ 届出人の本人確認書類 (運転免許証など) 受付窓口 【身体障害者手帳】 ・ 障がい福祉課 (本庁舎1階) ・ 各行政センター、各連絡所 【療育手帳】 ・ 障がい福祉課 (本庁舎1階) 【精神障害者保健福祉手帳】 ・ 保健・感染症課(保健所1階) お手続き可能な方 ・ どなたでも可			
重度心身障害者医療費助成を受給していた方		担当課	【身体・知的障がい】 障がい福祉課 ☎ 024-924-2381	【精神障がい】 保健所 保健・感染症課 ☎ 024-924-2163
手続済 ☐	● 受給者証の返却 受給者証をお返しください。 お手続きに必要なもの ☐ 受給者証 ☐ 届出人の本人確認書類 (運転免許証など) 受付窓口 【身体・知的障がい】 ・ 障がい福祉課 (本庁舎1階) ・ 各行政センター、各連絡所 【精神障がい】 ・ 保健・感染症課(保健所1階) お手続き可能な方 ・ どなたでも可			
手続済 ☐	● 口座変更 助成金の受取口座の変更手続きが必要です。 お手続きに必要なもの ☐ 相続人の預金通帳 ☐ 届出人の本人確認書類 (運転免許証など) 受付窓口 【身体・知的障がい】 ・ 障がい福祉課 (本庁舎1階) ・ 各行政センター、各連絡所 【精神障がい】 ・ 保健・感染症課(保健所1階) お手続き可能な方 ・ 相続人			

障害福祉サービス受給者証を持っていた方		担当課	障がい福祉課 ☎ 024-924-2381
手続済 ☐	● 受給者証の返却 受給者証をお返しください。 お手続きに必要なもの ☐ 受給者証 ☐ 届出人の本人確認書類 (運転免許証など) 受付窓口 ・ 障がい福祉課 (本庁舎1階) ・ 各行政センター、各連絡所 お手続き可能な方 ・ どなたでも可		

特別児童扶養手当等を受給していた方		担当課	障がい福祉課 ☎024-924-2381
手続済 ☐	● 担当課へお問い合わせください。		

指定難病医療費助成を受給していた方		担当課	保健所 保健・感染症課 ☎024-924-2163
手続済 ☐	● 受給者証の返却 受給者証をお返しく下さい。 お手続きに必要なもの ☐ 受給者証 ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証など） 受付窓口 ・保健・感染症課（保健所1階） お手続き可能な方 ・どなたでも可		

自立支援医療（更生医療・精神通院医療）を受給していた方		担当課	【更生医療】 障がい福祉課 ☎024-924-2381	【精神通院医療】 保健所 保健・感染症課 ☎024-924-2163
手続済 ☐	● 受給者証の返却 受給者証をお返しく下さい。 お手続きに必要なもの ☐ 受給者証 ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証など） 受付窓口 【更生医療】 ・障がい福祉課（本庁舎1階） 【精神通院医療】 ・保健・感染症課（保健所1階） お手続き可能な方 ・どなたでも可			

（6）介護保険

65歳以上または介護認定を受けていた方		担当課	介護保険課 ☎024-924-3021
手続済 ☐	● 介護保険証等の返却 介護保険証等を使用するお手続きの終了後にお返しく下さい。 ● 送付先変更手続き（郵便物を受け取れる方がいない場合） 亡くなられた方の住民票上の住所宛に、後日介護保険関係の通知をお送りします。郵便物を受け取れる方がいない場合は、送付先変更手続きが必要です。担当課へご連絡ください。 お手続きに必要なもの ☐ 介護保険証 ☐ （介護認定を受けている方）負担割合証、負担限度額認定証等 受付窓口 ・介護保険課（本庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・各市民サービスセンター お手続き可能な方 ・どなたでも可		

(7) こども

児童手当を受給していた方		担当課	子育て給付課（給付係） ☎ 024-924-2411
手続済 ☐	● 担当課へお問い合わせください。 ※公務員の方は職場で手続きをしてください		

こども医療費助成を受給していた方		担当課	子育て給付課（給付係） ☎ 024-924-2411
手続済 ☐	● 受給者変更の届出（受給者が亡くなられた場合） 受給者（保護者）が亡くなられた場合は、受給者変更の届出が必要です。 お手続きに必要なもの ☐ こども医療費受給資格者証 ☐ こどもの新しい健康保険の資格が確認できるもの ☐ 新しい保護者（保険の扶養者）名義の預金通帳 ☐ 新しい保護者のマイナンバーカードまたは通知カード ☐ 届出人の本人確認書類 受付窓口 ・ 子育て給付課（ニコニコこども館2階） ・ 各行政センター、各連絡所 お手続き可能な方 ・ どなたでも可		
手続済 ☐	● 受給者証の返却（対象児童が亡くなられた場合） 受給者証をお返しく下さい。 お手続きに必要なもの ☐ こども医療費受給資格者証 受付窓口 ・ 子育て給付課（ニコニコこども館2階） ・ 各行政センター、各連絡所 お手続き可能な方 ・ どなたでも可		

児童扶養手当を受給していた方		担当課	子育て給付課（給付係） ☎ 024-924-2411
手続済 ☐	● 担当課へお問い合わせください。		

ひとり親家庭医療費助成を受給していた方		担当課	子育て給付課（給付係） ☎ 024-924-2411
手続済 ☐	● 担当課へお問い合わせください。		

(8) 税金

原付・小型特殊自動車を持っていた方		担当課	市民税課 ☎ 024-924-2081
手続済 ☒	● 担当課へお問い合わせください。		

固定資産（土地・家屋）を所有していた方		担当課	資産税課 ☎ 024-924-2091
手続済 ☒	● 土地・家屋の登記簿上の所有者が亡くなられた場合、法務局で相続登記を行ってください。 （令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されました。） 相続の登記が完了していない方は、納税通知書の受取人を決定するため 申告が必要です。 ※マイナンバーカードをお持ちの方は、インターネットでも手続き可能です ▶		



未登記家屋を所有していた方		担当課	資産税課 ☎ 024-924-2091
手続済 ☒	● 未登記家屋の名義変更は届出が必要です。詳しくは担当課へお問い合わせください。 ※未登記家屋を所有していた方 ▶		



償却資産を所有していた方		担当課	資産税課（償却資産係） ☎ 024-924-2091
手続済 ☒	● 担当課へお問い合わせください。		

市税の口座振替を利用していた方		担当課	収納課 ☎ 024-924-2101
手続済 ☒	● 振替口座の変更 亡くなられた方の口座名義で口座振替登録をしている方で、振替口座の変更をする場合はお手続きが必要です。 お手続きに必要なもの ☐ 納税通知書 ☐ 預貯金通帳 （新しく引き落とし希望の通帳） ☐ 通帳印 ※インターネットでも手続き可能です ▶ 受付窓口 ・ 収納課（西庁舎2階） ・ 各行政センター、各連絡所 ・ 各市民サービスセンター ・ 各金融機関 お手続き可能な方 ・ どなたでも可 ウェブ受付サービス		

(9) 市営住宅

市営住宅に入居していた方		担当課	郡山市営住宅管理センター ☎ 024-924-7100
手続済 ☐	● 担当課へお問い合わせください。		

(10) 水道

水道の使用（契約）していた方		担当課	上下水道局 お客様サービスセンター ☎ 024-932-7641
手続済 ☐	● 担当課へお問い合わせください。 水道の使用中止（閉栓）はこちらから 		

(11) その他

犬を飼っていた方		担当課	保健所 生活衛生課 ☎ 024-924-2157
手続済 ☐	● 担当課へお問い合わせください。		

空き家となる建物を所有していた方

手続済 ☐	● 空き家の利活用又は処分 NPO 法人こおりやま空家バンクは市と協定を締結し、空家の利活用や処分（解体、売却）等に関する相談を行っています。詳しくはお問い合わせください。 問い合わせ先 NPO 法人こおりやま空家バンク ☎ 024-926-0032
	● 空家の譲渡に係る 3,000 万円特別控除 相続から 3 年が経過する年の 12 月 31 日までに家屋及び敷地を譲渡した場合に特別控除が適用になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。 問い合わせ先 【特別控除について】 郡山税務署 ☎ 024-932-2041 【家屋等確認書の発行について】 住宅政策課 ☎ 024-924-2631

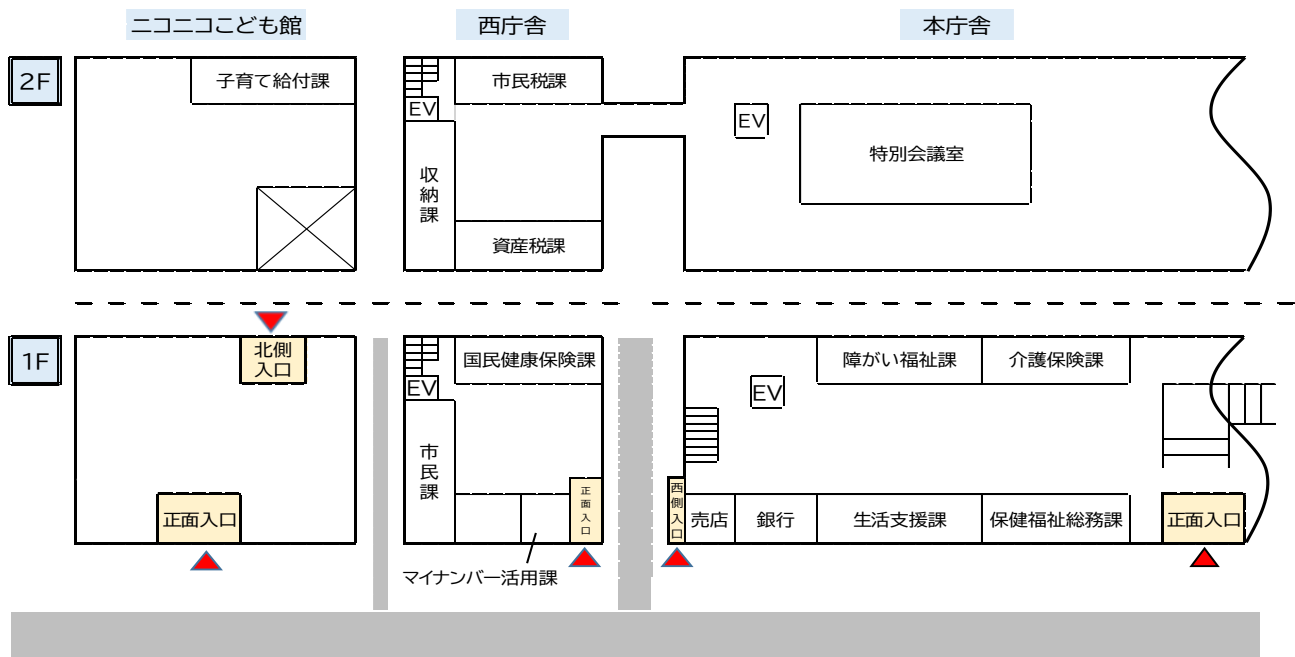
家財整理をしたい方

家財整理をしたい方		担当課	ごみ減量推進課（無料手続き関係） ☎ 024-924-2181 資源循環課（自己搬入関係） ☎ 024-924-2751
手続済 ☐	● ごみの廃棄 遺品整理に伴う一時的な多量ごみは、クリーンセンターに自己搬入（手続きをすると無料となるものもあります。）するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼してください。		

東山霊園一般墓所をお持ちの方

東山霊園一般墓所をお持ちの方		担当課	東山霊園管理事務所 ☎ 024-955-2107
手続済 ☐	● 東山霊園一般墓所をお持ちの方は使用权の承継（変更）等のお手続きが必要です。 ※手続きの詳細はこちらから 		

3. 庁舎案内図（1階・2階）



4. 市役所以外での主な手続き

種類	主な手続き	問合せ先
運転免許証	運転免許証の返納	郡山運転免許センター ☎024-961-2100
		郡山警察署 ☎024-922-2800
		郡山北警察署 ☎024-991-0110
普通自動車 125 cc超のバイク	名義変更・廃車など	東北陸運局福島運輸支局(登録・検査部門) ☎050-5540-2015
軽自動車	名義変更・廃車など	軽自動車検査協会コールセンター ☎050-3816-1837
国税	相続税の手続き・所得税等の申告	郡山税務署 ☎024-932-2041
不動産登記	土地・家屋の所有権の移転登記	福島地方法務局郡山支局 ☎024-962-4505
年金	年金の手続き	郡山年金事務所 ☎024-932-3434
		※共済年金等は、その年金の支給団体へ
外国人の方	在留カード・特別永住者証明書の返納	出入国在留管理局郡山出張所 ☎024-962-7221
生命保険	死亡保険金・入院給付金の請求	各保険会社にお問い合わせください。
預貯金	口座凍結・相続の手続き	各金融機関にお問い合わせください。
クレジットカード	名義変更・解約	各契約会社にお問い合わせください。
固定電話・携帯電話 インターネット	名義変更・解約	各契約会社にお問い合わせください。
電気・ガス料金	名義変更・解約	各契約会社にお問い合わせください。
NHK受信料	名義変更・解約	NHKふれあいセンター ☎0120-151515